

# 在 学 生 奨 学 金

奨学金運営団体	募集人数	条件	金額	返還について	備考	校内締切	対象の学年
公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団	特になし	次の①の(1)～(3)又は、②の(1)～(4)すべてに該当することが必要です。 ①在学募集 (1) 保護者が福岡県内に生活の拠点を有していること。 (2) 令和2年4月に、高等学校に在籍していること。 (3) 特に経済的理由により、修学が困難であること。 ②緊急募集 (1) 保護者が福岡県内に生活の拠点を有していること。 (2) 申請時に高等学校に在学していること。 (3) 1年以内に家計が急変した者。 (4) 特に経済的な理由により修学が困難であること。	自宅 A-18,000円 B-15,000円 C-10,000円  自宅外 A-23,000円 B-20,000円 C-15,000円	返還の必要あり		5/8(金)	全学年
公益財団法人 吉本章治奨学会	要項記載 なし	次の(1)～(3)のすべてに該当することが必要です。 (1) 福岡県内に居住する高校生。 (2) 独立行政法人日本学生支援機構、その他の団体から学資の援助を受けていない者。(高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金を除く) (3) 就学のために、特に経済的な支援を必要とする者。	月額 15,000円 (給付期間 原則2年間)	返還の必要なし		5/8(金)	全学年
久留米市奨学金	市内 15名	次の(1)～(4)のすべてに該当することが必要です。 (1) 保護者が久留米市内に住所を有すること。 (2) 学校教育法に規定する高等学校(専攻科及び別科を除く)に在学していること。 (3) 経済的理由により、学資の支弁が困難であること。 (4) 他の奨学機関から、学資の支給(高校生等奨学給付金を除く)を受けていないこと。	月額 5,000円 ※高校生等奨学給付金の支給要件(令和元年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が世帯で0円、生活保護世帯を含む)を満たさない者は、月額7,000円	返還の必要なし	久留米市奨学金は、平成28年度から、他の貸与型奨学金との併給ができ、給付型奨学金のうち「高校生等奨学給付金」に限って併給ができるようになりました。	5/15(金)	全学年
公益財団法人 吉田学術教育振興会	校内3名 推薦	次の(1)～(3)すべて満たすことが必要です。 (1) 福岡県内に居住し、福岡県内の高等学校に在籍する者。 (2) 高校1年生は中学時の3年間の成績の平均値が3.5以上、高校2、3年生は高校在学時の評定の平均値が3.5以上の者。 (3) 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動がふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できると学校から推薦がある者であること。	月額 15,000円 (年額 18,000円) 令和2年4月から1年間支給	返還の必要なし	他団体の奨学金との併給可	5/8(金)	全学年
公益財団法人 二又教育文化振興奨学会	県内 23名	次の(1)～(3)のすべてに該当することが必要です。 (1) 福岡県内に居住する者で、福岡県内の高等学校に在学する学生。 (2) 独立行政法人日本学生支援機構、その他の団体から学資の援助を受けていない者。 (3) 向上心に富み、かつ、経済的理由で学資の支弁が困難と認められる者。	月額 20,000円	返還の必要なし		5/15(金)	全学年

※上記の奨学金を申し込み希望の方は、各種証明書等添付書類を揃える必要がありますので校内締切日の午前中までに学校事務室へご連絡ください。